

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
 - 建築基準法による一団地の区域
……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……一
 - 建築基準法による道路位置の指定の取消し(二件)
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(七件)
……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除
……(同)……九
- ### 告示(選)
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
……一〇
 - 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
……一〇
 - 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超

- える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……一〇
- 漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数
……二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定
……二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し
……二
- 不在者投票管理者を置く施設の指定
……三

公告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
……(主税局課税部課税指導課)……三
- 特定非営利活動法人の認定
……(生活文化局都民生活部管理法人課)……三
- 市街地再開発組合の理事長の就任
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……三
- 開発行為に関する工事完了
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……三
- 肥料検査成績の公表
……(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……三

告示

東京都告示第三十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、二丁目東地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

湊二丁目東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年十月十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区湊二丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中央区湊二丁目十二番六号

平成二十四年十月十七日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年一月十七日

東京都告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日
中央区日本橋本町二丁目九番一、同 平成二十九年十月三十一日まで、同番七まで、同番十三から同番十六まで、同番二十、日本橋室町二丁目六番一、同番三から同番五まで、同番七、同番九から同番十四

まで、同番十六及び同番十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第三十五号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年十二月二日	小平市学園東町五百七十五番九及び同番五十四の各一部	延長 一一・八〇
----------------------	-------------	---------------------------	-------------

●東京都告示第三十六号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の廃止面積 (単位平方メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年十二月二日	小金井市前原町三丁目三百四十九番一の一部	面積 五九・七八
----------------------	-------------	----------------------	-------------

●東京都告示第三十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

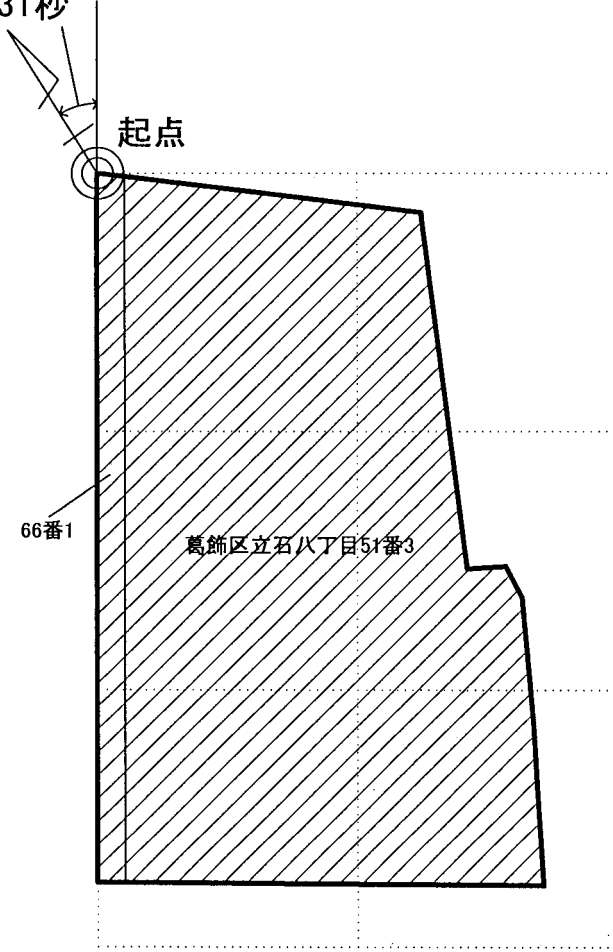
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (葛飾区立石八丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン



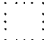
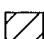
別図

32度6分31秒



【起点】
 起点は、葛飾区立石八丁目66番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 32度6分31秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
-  敷地境界
 -  筆境界
 -  単位区画
 -  形質変更時要届出区域

●東京都告示第三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

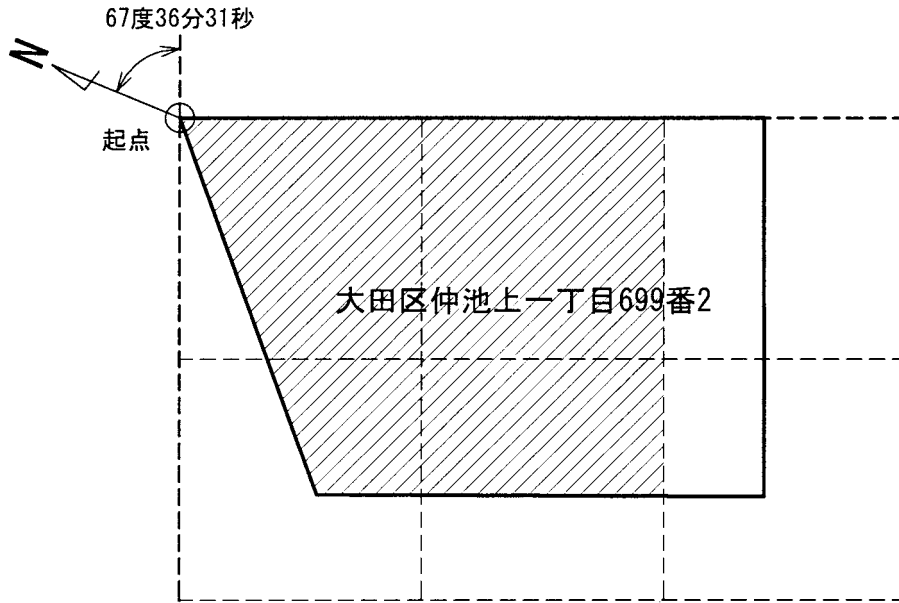
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区仲池上一丁目地内）


二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
-  形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 67度36分31秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、大田区仲池上一丁目699番2の最北端とする。

●東京都告示第三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

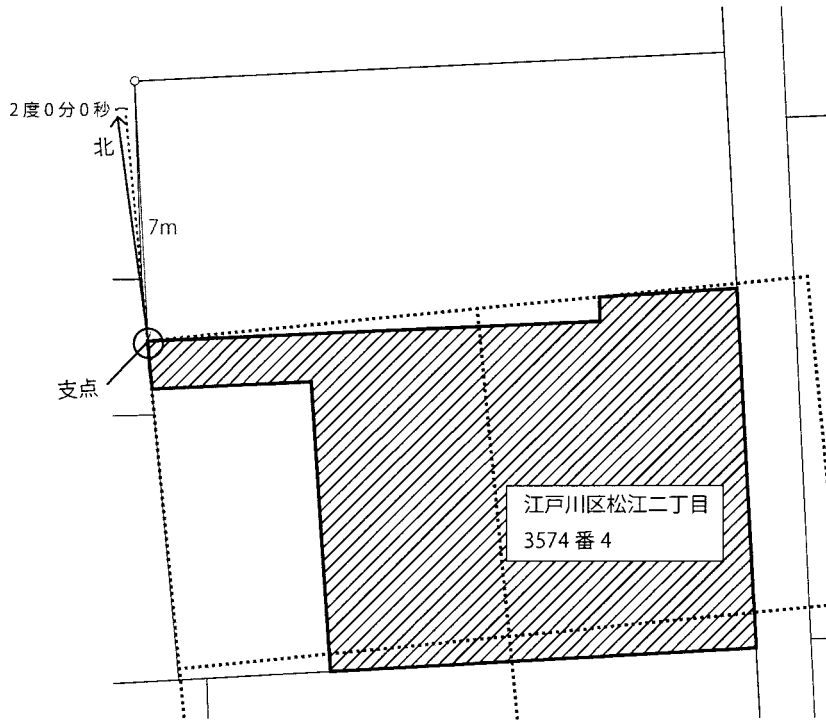
東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区松江二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、シスー・ニージクロロエチレン、セレン及びその化合物、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びに鉛及びその化合物

別図

格子の回転角度 (2度0分0秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



凡例

単位区画	-----	形質変更時 要届出区域
筆境界	———	
敷地境界	———	

支点は、江戸川区松江二丁目
3574番4の北西端から、
筆境界に沿って南方向に7mの地点。

●東京都告示第四十号

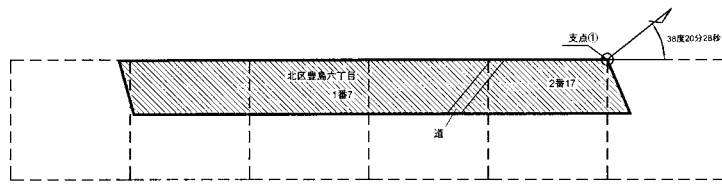
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

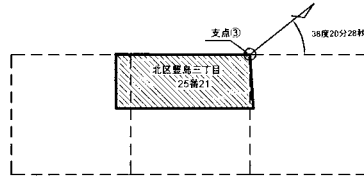
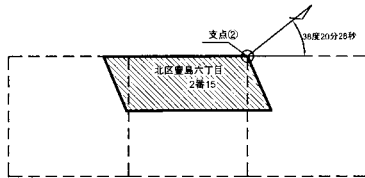
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区豊島三丁目及び同区豊島六丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



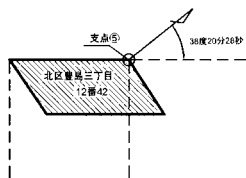
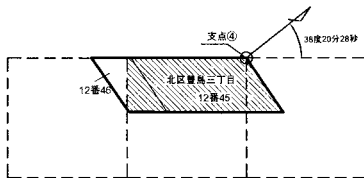
【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域



【支点】

①	支点①は、北区豊島六丁目2番17の最北端とする。
②	支点②は、北区豊島六丁目2番15の最北端とする。
③	支点③は、北区豊島三丁目25番21の最北端とする。
④	支点④は、北区豊島三丁目12番45の最北端とする。
⑤	支点⑤は、北区豊島三丁目12番42の最北端とする。



【格子の回転角度】

①	38度20分28秒
②	38度20分28秒
③	38度20分28秒
④	38度20分28秒
⑤	38度20分28秒

※格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

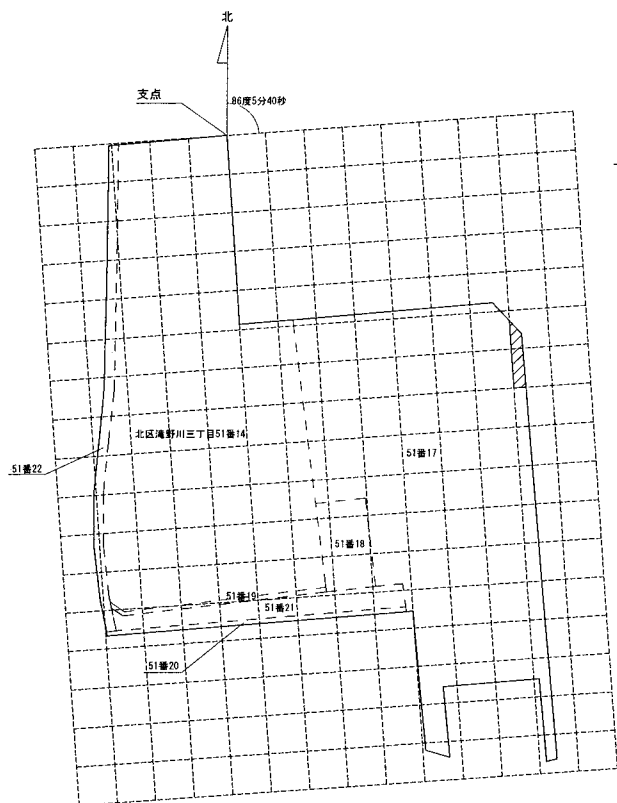
平成三十年一月十七日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区滝野川三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、北区滝野川三丁目
51番14の最北端とする。

【格子の回転角度(86度5分40秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

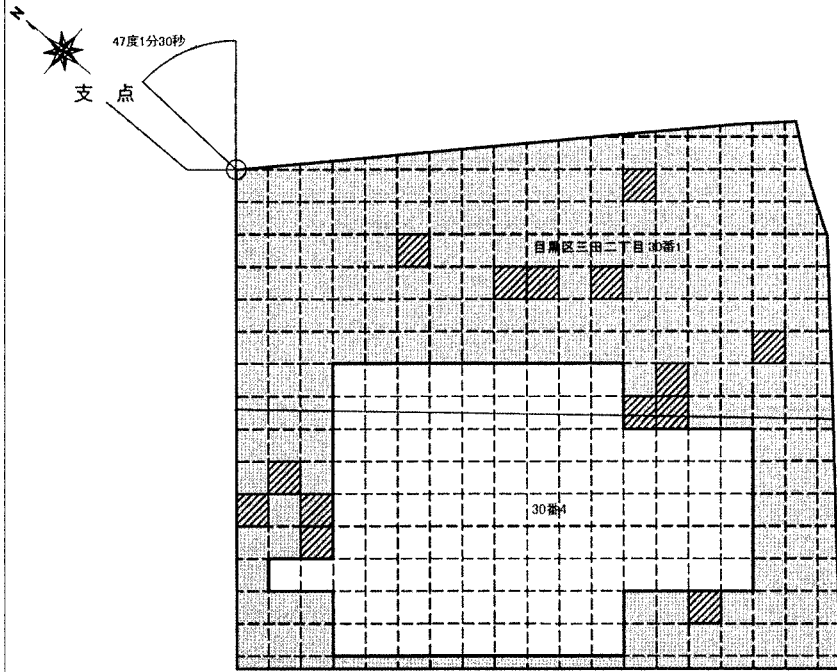
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区三田二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、シアン化合物、水銀及びその化合物並びにふっ素及
 びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 - - - : 10m単位区画
 ——— : 筆境界
 ——— : 敷地境界
 [Grid with diagonal lines] : 調査対象範囲
 [Grid with cross-hatch] : 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、目黒区三田二丁目30番1の敷北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十三号

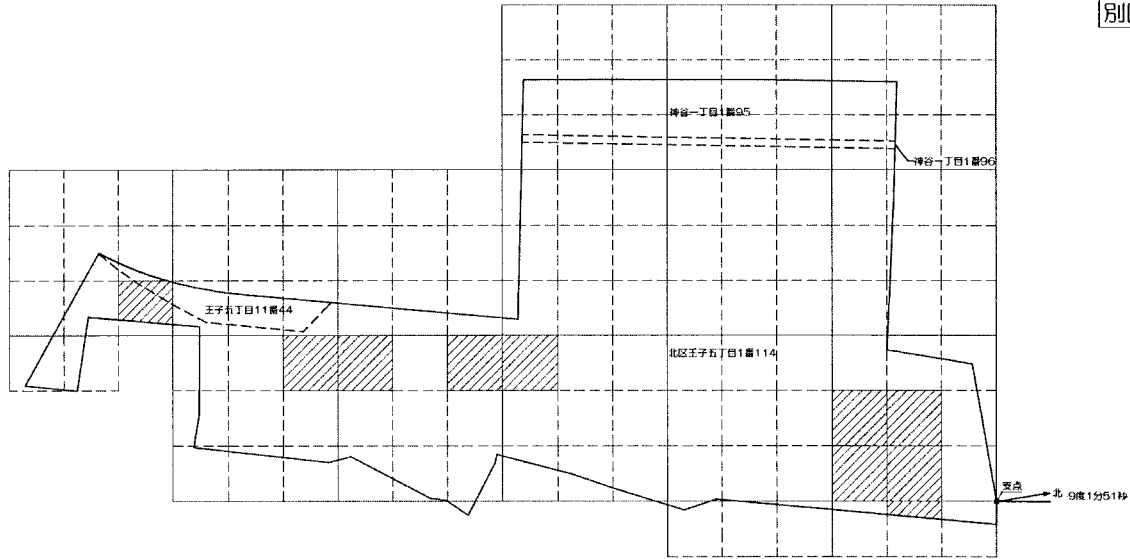
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区王子五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
支点は、北区王子五丁目1番114の真北端とする。

【格子の回転角度（9度1分51秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

●東京都告示第四十四号

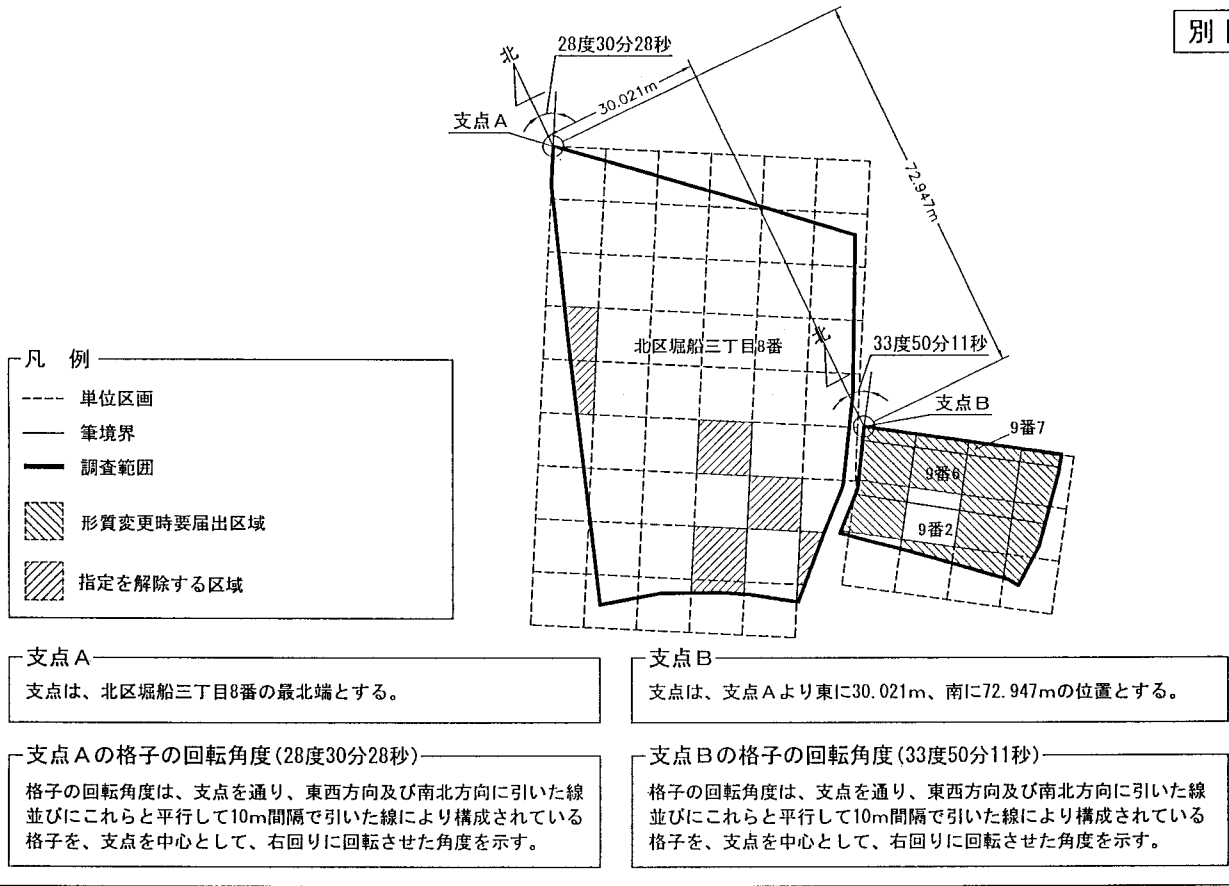
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百五十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区堀船三丁目 地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第一号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
 第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
 である。
 平成三十年一月十七日
 東京都選挙管理委員会
 二二六、〇四八

●東京都選挙管理委員会告示第二号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条
 第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地
 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法
 律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都におけ
 る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八
 分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数
 と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、
 次のとおりである。
 平成三十年一月十七日
 東京都選挙管理委員会
 一、五二二、七九七

●東京都選挙管理委員会告示第三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第
 一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙
 権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十年一月十七日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区	16,546
中央区選挙区	42,400
港区選挙区	66,568
新宿区選挙区	89,606
文京区選挙区	59,333
台東区選挙区	53,817
墨田区選挙区	74,849
江東区選挙区	135,618
品川区選挙区	108,786
目黒区選挙区	78,264
大田区選挙区	168,317
世田谷区選挙区	193,076
渋谷区選挙区	63,375
中野区選挙区	93,129
杉並区選挙区	147,045
豊島区選挙区	77,180
北区選挙区	96,111
荒川区選挙区	56,367
板橋区選挙区	144,519

練馬区選挙区	167,872
足立区選挙区	160,391
葛飾区選挙区	125,915
江戸川区選挙区	159,703
八王子市選挙区	145,110
立川市選挙区	50,857
武蔵野市選挙区	40,951
三鷹市選挙区	51,885
青梅市選挙区	38,268
府中市選挙区	71,132
昭島市選挙区	31,245
町田市選挙区	118,920
小金井市選挙区	33,552
小平市選挙区	52,384
日野市選挙区	51,191
西東京市選挙区	55,869
西多摩選挙区	70,213
南多摩選挙区	66,134
北多摩第一選挙区	85,389
北多摩第二選挙区	55,369
北多摩第三選挙区	87,766
北多摩第四選挙区	53,419
島部選挙区	7,385

東京都選挙管理委員会告示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年一月十七日

東京都選挙管理委員会

五四七

東京都選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年一月十七日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地
はせがわ病院 荒川区東日暮里五丁目四十五番七号

東京都選挙管理委員会告示第六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成三十年一月十七日
 東京都選挙管理委員会
 施設の名称 倉橋胃腸病院
 所 在 地 八王子市台町二丁目二十五番二十一号

●東京都選挙管理委員会告示第七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年一月十七日
 東京都選挙管理委員会

施設の名 称	所 在 地
江東リハビリテーション病院	江東区北砂二丁目十五番十五号
グラランダ大森山王	大田区山王二丁目四十番二十二号
ガーデンテラス尾山台	世田谷区玉堤一丁目十七番十八号
東急ウエリナケア尾山台	世田谷区玉堤一丁目二十四番十五号
グランクレール世田谷中町ケアレジデンス	世田谷区中町五丁目九番九号
グッドタイムリビング町田中町	町田市町田二丁目二十一番二十号

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて
 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第三百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子
 氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日
 名称 氏名 事業所の所在地
 日産興業 小田 曜一 江東区塩浜二丁目 平成二十九年
 株式会社 郎 一番三号 十二月三十一日

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称
特定非営利活動法人環の会
二 代表者の氏名
星野 寛美
三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区下落合四丁目二十三番十三号
 認定の有効期間
 平成二十九年十二月四日から平成三十四年十二月三日
 まで

四

市街地再開発組合の理事長の就任について
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八條第一項の規定により新橋田村町地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名
古谷 俊介
二 住所
港区西新橋一丁目十三番一号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年一月十七日

東京都多摩建築指導事務所長 金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
立川市西砂町一丁目四十七番五及び同番二十二から同番二十九まで	あきる野市野辺三百九十二番地 南部商事株式会社

代表取締役 吉村 隆二
 あきる野市山田字下分八百四
 十三番五、同番七から同番十
 番地
 一まで、八百四十六番二から
 石川 半三
 同番四まで及び八百四十七番
 六から同番十まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
 「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
 舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
 とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
 あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
 添えて、平成三十年一月十七日から四月以内に東京都産業
 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
 号)に到着するように提出してください。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ホームズ葛西店

二 店舗所在地 江戸川区東葛西九丁目三番六号

三 設置者名 株式会社島忠

四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目
 千五百五十五番地

五 変更前の設置者の
 代表者名 小島 孝雄

六 変更後の設置者の
 代表者名 山下 視希夫

七 変更前の小売業者
 の氏名又は名称 株式会社島忠ほか八名

八 変更後の小売業者
 の氏名又は名称 株式会社島忠ほか十名

九 変更を行った小売
 業者の氏名又は名
 称 株式会社島忠ほか三名

十 変更前の小売業者
 の住所 大田区仲六郷二丁目四十三番二号
 (オーケー株式会社)

十一 変更後の小売業
 者の住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい
 六丁目三番六号(オーケー株式会
 社)

十二 変更前の小売業
 者の代表者名 小島 孝雄(株式会社島忠)ほか

十三 変更後の小売業
 者の代表者名 山下 視希夫(株式会社島忠)ほ
 か

十四 変更日 平成二十九年三月一日ほか

十五 届出日 平成二十九年十二月七日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
 振興課(新宿区西新宿二丁目八番
 一号)

十七 縦覧期間 平成三十年一月十七日から同年五
 月十七日まで。ただし、東京都の
 休日に関する条例(平成元年東京
 都条例第十号)に定める休日を除
 く。

十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
 分まで。ただし、正午から午後一
 時までを除く。

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条

第七項の規定に基づき、特殊肥料検査及び普通肥料検査の
 結果を次のとおり公表する。

平成三十年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

特殊肥料

平成29年4月分から9月分まで

特殊肥料の 指定名	生産(輸入又は 販売)届出業者	届出名 (商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	株式会社松本造園土木	まっちゃん堆肥	1.7	1.5	0.3	59	153	6.2	20	51.7	
堆肥	吉田 欣司	物見塚の牛糞たい肥	2.1	2.4	2.5	30	123	2.8	22	67.7	
堆肥	有限会社クリーン	恵み	2.1	1.5	0.8	6	20	35.3	12	11.2	
堆肥	市川 久	I B堆肥	2.4	4.9	2.5	54	298	4.1	18	42.7	
堆肥	宇津木 稔	豚糞堆肥	3.6	8.7	3.3	93	478	6.3	11	51.9	
堆肥	青ヶ島村長	青ヶ島堆肥1号	2.5	3.7	7.4	25	237	2.5	13	65.8	
動物の排 せつ物	森川 治道	鶏糞肥料	2.5	7.2	4.8	78	610	21.5	9	14.3	
堆肥	公益財団法人農林水産 振興財団	東京元気堆肥	2.1	2.1	2.7	33	50	5.9	17	44.2	
堆肥	萩原 隆二	家畜ふん	3.4	2.3	4.5	58	432	5.6	9	67.0	
堆肥	加藤 博康	発酵鶏糞	5.3	4.8	1.7	7	294	15.4	6	23.6	
堆肥	加藤 雅孝	牛糞堆肥 大地	1.5	0.6	1.0	2	96	1.2	19	32.7	
動物の排 せつ物	萩野 一郎	鶏糞発酵肥料	3.5	6.0	2.6	6	406	11.7	9	34.3	
動物の排 せつ物	石毛 淳子	うさぎのうんころパ ワー	1.7	0.7	2.1	6	67	0.6	25	20.0	
堆肥	野島 源治	牛糞堆肥	1.8	1.0	2.6	39	268	2.8	24	65.4	
堆肥	澤井 保人	トン助君	3.2	7.7	3.2	161	752	9.0	10	14.0	
堆肥	三神 仁	エンジェル	2.2	2.1	3.4	23	123	3.6	20	62.5	
堆肥	小平市長	剪定枝チップ堆肥	1.1	0.3	0.7	11	33	2.5	33	65.0	
堆肥	府中市長	落ち葉のたい肥	1.0	0.2	0.2	32	80	5.2	19	61.8	
堆肥	小野 一弘	たい肥	2.9	1.7	2.6	18	200	2.1	13	71.0	
堆肥	都立瑞穂農芸高等学校	堆肥	1.3	1.3	2.0	29	145	2.9	25	50.3	
堆肥	村田 則一	村田牧場堆肥	3.1	1.8	5.5	30	263	3.4	11	72.7	
堆肥	臼井 学	発酵牛糞堆肥	1.6	0.8	2.2	11	145	1.5	17	24.6	

- (注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
 C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
 2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

普通肥料

平成29年4月分から9月分まで

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析検査		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
蒸製骨粉	東京レンダリング協同組合	19.0蒸製骨粉	TN、TP				
蒸製骨粉	徳岡商会株式会社	24.0蒸製骨粉第5号	TN、TP				

- (注)1 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。